地方独立行政法人大阪産業技術研究所プロモーション動画制作業務
委託事業者募集に係る仕様書

1 業務名

地方独立行政法人大阪産業技術研究所プロモーション動画制作業務

2 事業目的

地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下、研究所という。）を動画によりわかりやすく説明することで、研究所をより身近に感じ、更なる利用者の拡大に繋げる。

3 契約期間

契約締結日から令和２年１月２０日（月）まで

4 業務の概要

（１）主旨

研究所の事業を紹介する動画映像を制作する。

（２）成果物の活用機会

研究所が運営するホームページ、展示会・研究発表会等のイベントや、所内での放映、見学者・来客者への視聴等に活用する。さらに、動画共有サービス等のインターネット上でも配信する。

5 業務の内容

次の（１）～（４）の業務 について、随時研究所と協議しながら進めること。

（１） 動画の企画構成・演出の提案
（２） 取材・撮影
（３） 音声収録（BGM、ナレーション、インタビュー）
（４） 編集（2D アニメーション・CG の制作を含む）

6 動画の規格

（１）再生時間は、全チャプターを合わせて 15 分程度とする。
（２）動画共有サービス等で再生可能な動画形式（H.264 または MPEG4）で制作すること。
（３）画面比率（アスペクト比）は 16：9 とする。
（４）映像の解像度はフル HD（フルハイビジョン、1,920×1,080）以上とする。

7 成果品の納品

（１）納品形態

① PC 等再生用動画データ　　一式

・ チャプターごとに分割したデータ、およびフルバージョンのデータを納品すること。

・ インターネットでの配信に適した形式であること。
（H.264 または MPEG4）

・ 後に多言語対応（ナレーション、テロップ）など、編集可能な形式のデータを納品すること。
（例：Adobe Premiere、要相談）

② DVD-ROM　　正副 2 枚

・ 一般的な家庭用プレーヤーで再生できる形式にすること。

・ DVD ドライブ付きパソコンで複製が可能な形式とすること。

・ チャプターごとに分割したデータを保存し、チャプターメニューを作成すること。

③ ブルーレイディスク　正副 2 枚

・ 一般的な家庭用プレーヤーで再生できる形式にすること。

・ ブルーレイドライブ付きパソコンで複製が可能な形式とすること。

・ チャプターごとに分割したデータを保存し、チャプターメニューを作成すること。

（２）納品場所

地方独立行政法人大阪産業技術研究所　森之宮センター
経営企画本部 企画部
住　　所：〒536-8553　大阪市城東区森之宮一丁目 6 番 50 号
電話番号：06-6936-8802

（３）納品期限

令和２年１月２０日（月）

8 その他

（１）著作権等権利関係について

・ 成果品、ならびに成果品に使用されている映像、画像、および企画提案書や計画書、報告書等の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条に規定する権利を含む。）については、すべて研究所に帰属するものとする。

・ 成果品については、研究所が運営するホームページや各種展示会、広報媒体等に随時使用できるものとする。また、成果品は、研究所が必要に応じて編集、加工、融通できるものとする。

・ 第三者が権利を有している映像、画像、音楽等を使用する際は、あらかじめ権利者から二次使用を含めた使用の許諾、ならびに事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる全ての手続きを受託者が行うこと。また、使用料等の費用が発生した際は、受託者が負担するものとする。

・ 本動画の制作にあたり、意匠権、著作権その他の権利に関する案件については、あらかじめ研

究所の了承を得た上で、必要となる全ての手続き、および使用料の負担等を受託者が行うこと。

・ 著作権等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、研究所は一切の責任を負わない。

（２）その他留意事項

・ 本業務を遂行するにあたり、研究所担当者と十分な打合せを行い、遂行状況の報告を随時行うこと。また、作業途中においてプレゼンテーション等による中間報告を求められた際は、直ちに報告しなければならない。

・ 業務内容の詳細については、請負業者の決定後、研究所との協議により内容を変更することがある。

・ 本業務を遂行する上で必要な資料および素材は、受託者が入手・作成するほか、必要に応じて研究所が貸与する。

・ 本業務上で知り得た秘密や個人情報等については、外部に漏洩させること、または自己の利益の為に利用することはできない。これは委託業務期間終了後においても同様である。

・ 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、速やかに必要な訂正等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

・ 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフト等により検査した上で納品すること。

・ 本仕様書に定めのない事項について、または業務の実施にあたって質疑が生じた場合は、その都度研究所と協議すること。

以上